

大分市河川、道路等草刈りボランティア報償金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が管理する河川、道路等においてボランティアで草刈りを行う団体に対し予算の範囲内で交付する報償金（以下「報償金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 報償金の交付の対象となる団体は、本市区域内において組織された自治会、子ども会、婦人会、老人会、ボランティア団体その他これらに準ずる団体であって第6条の規定による登録を受けた団体（以下「実施団体」という。）とする。

(対象区域)

第3条 報償金の交付の対象となる草刈りの区域は、本市が管理する河川、道路及び水路並びにこれらと一体をなしている施設が存する区域であって、市長が実施団体による草刈りが必要と認めた区域（以下「草刈り区域」という。）とする。

(報償金の額)

第4条 実施団体に交付する草刈り1回当たりの報償金の額は、1平方メートル当たりの単価を8円とし、これに草刈り区域の面積（単位を平方メートルとし、1平方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた面積）を乗じて得た額とする。

第5条 報償金の交付の対象となる草刈りの回数は、同じ草刈り区域で同一年度につき3回までとし、その間隔は、概ね2月以上とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(団体の登録等)

第6条 実施団体の登録（以下「登録」という。）を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、大分市河川、道路等草刈りボランティア実施団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 位置図

(2) 草刈りを実施する区域を示す図面

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、登録をしたときは、大分市河川、道路等草刈りボランティア実施団体登録通知書（様式第2号）により申請団体の代表者に通知するものとする。

3 実施団体は、登録された事項を変更しようとするときは、大分市河川、道路等草刈りボランティア実施団体登録事項変更届（様式第3号）を市長に速やかに提出しなければならない。

4 実施団体は、登録を辞退しようとするときは、大分市河川、道路等草刈りボランティア実施団体登録辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（草刈りの実施等）

第7条 実施団体は、前条第2項の規定により登録された草刈り区域において報償金の交付を受けようとする草刈りを実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 草刈りの実施に当たっては周辺の安全に十分考慮すること。
- (2) 刈り取った草を適切に処理すること。
- (3) 市長の指示に従うこと。

（報償金の交付等）

第8条 実施団体は、前条の規定による草刈りを実施したときは、草刈り1回ごとに速やかに大分市河川、道路等草刈りボランティア実施報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第4条に規定する報償金の額を交付するものとする。

（報償金の返還等）

第9条 市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消し、既に交付した報償金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の登録申請によって登録を受けたとき。
- (2) 報告書の記載等に不正があったとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事実があったとき。

（損害賠償）

第10条 実施団体は、その責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（関係部署の協力）

第11条 実施団体の登録、報償金の交付等に関する事務は、当該登録、交付等に係る草刈り区域を所管する課において行うものとする。ただし、当該区域が複数の課にわたる場合においては、関係課が協議して担当の課を決定するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。